

令和4年度岡山市立操山中学校 部活動ガイドライン（活動方針）

I 本校が目指す部活動

部活動を通じて、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや文化・科学に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともにバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにする。

部活動の意義（本校で大切にしたいこと）

- 共通の目標に向かって活動する中で、互いに認め合い、信頼関係を深めることができる。
- 仲間とともに自主的・自発的に活動を行うことで、喜びと生きがいを持つことができる。
- 生涯にわたってスポーツ・文化に親しむ能力や態度を身につけることができる。
- 体力の向上や健康の保持増進が図れたり、豊かな情操を身につけたりすることができる。
- 異年齢の交流を通して、学級や学年という集団では得られない貴重な体験ができる。

II 部活動の運営について

1 適切な運営のための体制整備

- 部活動に係る活動方針を作成し学校ホームページで公開し、年間・月間の活動計画等を作成し、文書等で配布する。
- 生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。
- 毎月の活動時間を適切に設定し、生徒が安全に活動を行い、また、教職員の負担が過度とならないようにする。
- 大会や練習試合等の参加については、日程等を十分に考慮し、過度な負担にならないようにする。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 体罰やハラスメントの行為は、決して認められないものであると全指導者が自覚し、指導中の言動や態度にも十分注意して指導を行う。
- 過度なトレーニングや練習がスポーツ障害のリスクを高めることや運動能力の向上につながらないことを理解する。
- 生徒が自ら設定した目標に近づけるよう、指導者は、効率的・効果的なトレーニング方法の推進をはかれるよう努力する。
- 過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等正しく理解する。

3 適切な休養日等の設定

- 週当たり2日以上の休養日を設ける。ただし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（「週末」）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、休養日（長期休業期間中及び「週末」を含む。）は3時間程度とする。ただし、大会等への参加などによりやむを得ず土曜日や日曜日に活動した場合は、必ず代替休養日を確保する。（「活動時間」とは、運動部活動においては、大会会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。身体的トレーニング効果が期待される活動時間のことである。文化部活動においては、大会会場への移動、準備、片付け、ミーティング、大会等の発表間の休憩、見学等は含まない。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、閉庁日3日間、年末年始の休日を含み、1週間程度の連続した休養期間を年に2回設けることとする。
- 始業前の活動は、1日の活動時間を含み、放課後の活動時間が十分にとれない場合等に、学校生活や家庭等へ配慮した上で行う。

4 安全管理と事故防止について

- 校長及び部活動顧問は、活動における安全管理について指導監督体制を整備し、生徒が常に安全に活動できるよう事故の未然防止や事故発生時の適切な体制について研修を行う。
- 活動場所の定期的な安全点検を十分に行う。
- 気候変動等に十分配慮し活動を行うものとする。とりわけ夏季の活動における熱中症対策の強化をはかっていくものとする。
- 万が一の事故に備えて、校長を中心として全職員が対応できるように常日頃より意識を高めしていくものとする。

5 その他

- 本校では、学校の部活動が参加する大会・試合の計画を把握するとともに、週末等に開催される様々な大会・試合への参加を精査していくことで生徒や顧問の過度な負担にならないようにする。
- 本ガイドラインは、岡山市教育委員会が策定した「岡山市部活動ガイドライン（改訂版）」を受けて策定したものであり、ここに記載されていないものについては、「岡山市部活動ガイドライン（改訂版）」に準ずるものとする。